

## 都市基盤施設の整備促進に関する決議

都市基盤施設は、都市における円滑な交通を確保し、豊かで良好な市街地の形成を図るとともに、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支える、最も重要な施設である。

このたびの東日本大震災では、被災地への救援活動や救援物資輸送を可能とし迅速な復旧・復興に資する道路ネットワークなどの重要性が改めて認識された。

経済の低迷が続き、少子高齢化が進むなか、活力ある社会の構築と安全で安心な都市づくりを推進し、日本の活路を開き将来の発展につながるよう、街路、区画整理、再開発及び連続立体交差事業による都市基盤施設の整備をより一層推進していくことが必要である。

全国には整備を要する都市基盤施設が未だ数多く残されており、国民からも整備に対する強い期待が寄せられているが、政府は平成二十四年度の予算編成において、公共事業費を一割削減する方針を示しており、都市基盤施設の整備に必要な予算の確保は不透明な状況にある。

今後の都市基盤施設の整備にあたっては、街路事業や市街地整備事業の推進がより一層強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

一、平成二十四年度予算については、地域に必要な都市基盤整備が安定的に実施されるよう必要な額を確保すること。

一、社会資本整備総合交付金については、全国で必要な都市基盤整備が計画的かつ着実に推進できるよう必要な額を確保すること。

また、地域自主戦略交付金としての一括交付金化に際しては、都市基盤施設の整備促進に資するものとし、客観的指標による配分については、地域ごとの社会資本整備や財政基盤の状況を十分考慮すること。

一、都市における喫緊の課題である交通渋滞解消を推進し、日本経済の高コスト構造の是正や環境改善を図るとともに、災害時の広域的な救援・支援活動等を支えるため、幹線道路ネットワークの整備をはじめとする街路事業や連続立体交差事業を積極的に推進すること。

一、災害に強いまちづくりや良好な居住環境を実現するため、高い整備効果が期待される土地区画整理事業及び市街地再開発事業をより一層促進すること。

右、決議する。

平成二十三年十一月十日